

## 災害協定の締結について

このたび、都城市・三股町と次のとおり災害協定を締結しました。

### 1. 災害協定の名称

「大規模災害時における応急措置業務等に関する基本協定」

### 2. 締結の趣旨

大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、都城市、三股町からの応急措置業務等の協力の要請に迅速かつ的確に対応するため。

### 3. 協定の特色

大規模災害(例えば新燃岳噴火・口蹄疫・鳥インフル・大水害等)に対して、都城地区の建設関連業者が人的資源・建設資機材等を円滑かつ機能的に活用するため、都城地区建設関連団体災害等連絡協議会を平成 22 年 9 月 24 日に結成しました。

これに伴い、従来建設業団体が個別に都城市と協定を締結しておりましたが、今回当協議会が都城市と協定を締結して、今後対応するものであります。

### 4. 協議会の組織について

19 団体、474 社

「建設関連団体災害等連絡協議会協力体制表」のとおりに

### 5. 協定調印した日

都城市・三股町との協定調印

日時 平成 24 年 2 月 22 日

協議会の事務局

都城市北原町 26 街区 1 号 都城地区建設業協会

電話 22-1991

